

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和3年5月6日

新型コロナ作業部会確認 令和3年5月7日

事業名：会場運営業務委託

案件名：IBC/MPCにおける検温等による新型コロナウイルス感染防止業務委託について

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること		本件は、新型コロナウイルスへの感染防止対策として必要な事業であり、令和2年12月4日の合意による、大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費に該当するものと考えている。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本件は、IBC/MPCにおいて新型コロナウイルス感染症防止に必要な検温等の業務を会場運営の一環として実施するものであるため、組織委員会が全会場のサービス水準や運営方法を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本件は、IBC/MPCにおける検温等の新型コロナウイルス感染防止業務を委託するものであり、新型コロナウイルス対策の根幹を担う事業である。	
	効率性	IBC/MPCに来場する関係者の動線等を踏まえた、検温エリアの設置及び動線分離要員の配置を行う、一部要員の勤務時間を短縮する等、規模の適正化を図っていることが認められることから、効率性について十分に考慮されている。	
	納得性	本件は、一般競争入札により受託事業者を選定することから、競争性について担保されているとともに、物件費についても、市場価格と比較しても妥当であるため、納得性についても適切であると認められる。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であり、公費負担の対象として適切である。また、V5予算内に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。	